

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 2 日
【会社名】	ルネサスエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	Renesas Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 作田 久男
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
【電話番号】	044(435)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 菊池 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
【電話番号】	03(5201)5111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 菊池 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 150,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年12月10日に提出した有価証券届出書ならびに平成25年2月13日、平成25年2月25日、平成25年5月24日、平成25年6月27日および平成25年7月1日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、四半期報告書（事業年度第12期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）を平成25年8月2日に関東財務局長に提出したこと、臨時報告書を平成25年7月29日および平成25年8月2日に関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書および当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で表示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度第11期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年7月1日）までに、以下の各臨時報告書を関東財務局長に提出

- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（平成25年6月27日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（平成25年6月27日付）

3 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書およびその添付書類の訂正報告書）を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

<訂正後>

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度第11期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書または半期報告書】

事業年度第12期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月2日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年8月2日）までに、以下の各臨時報告書を関東財務局長に提出

- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（平成25年6月27日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（平成25年6月27日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第7号の3の規定に基づく臨時報告書（平成25年7月29日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書（平成25年7月29日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書（平成25年8月2日付）

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書およびその添付書類の訂正報告書）を平成25年6月28日関東財務局長に提出